

浜松市議会本会議

平成22年11月30日(火)

私の一般質問

浜松市議会議員
長山 芳正



皆さんおはようございます。今日は最初の質問者ということになり大変気分よくありますが、問題は今からの答弁であります。答弁者の気持ちもよくわかりますが、市民思っている、また、この浜松市の更なる発展を思っている質問者の気持ちもご理解いただき、今日は傍聴者の皆さん方も朝早くから出かけて来ていただいておりますので、気分よく帰れるような温かみのある答弁を期待いたします。ただいま、議長より許可をいただきまして、私は自由民主党浜松所属議員として通告してあります諸点について、市長、副市長、関係部長にお伺いいたします。

合併の検証と都市と中山間地域の共存共栄を目指した政令指定都市浜松について

39番 長山芳正

地方分権一括法が平成12年4月より施行され、地方分権の進展、少子高齢化の進行、国・地方の厳しい財政状況等々、市町村を取り巻く環境の変化に対応するため、「サービスは高く、負担は低く」を目指した、きわめて有効な手段として、市町村合併が推進されました。この平成の大合併により市町村数は10年前の3232から現在1727となっており、明治や昭和の合併期は国内各地が比較的均衡した発展状況にありましたが、今は国土の70%余にも及ぶ地域が過疎状態にあります。平成の合併は隣近所の合併でなく、言わば都市化政策で財政再建が強く、国土政策については何一つ示されておらず、中山間地域の過疎化が一段と進むことが心配されての合併でもありました。浜松市も12の市町村が合併し5年余と過ぎて参りましたが、山村の

人口減は全国的課題ですが、浜松市も天竜区・北区の一部は人口減が続いており別紙の通りであります。



こうした状況の中、本年9月議会、私ども会派の議員の、質問の答弁において、12市町村の広域合併を経た浜松市は、都市と中山間地域が共存する国土縮図型の政令指定都市として、我が国の地域主権のモデルとなり得るとの自負をもち、さらなる都市の自立に向かって取り組むべきと考えている。また、19年6月私ども会

派の代表質問においても同じような内容の答弁を頂くとともにクラスター型についても突き詰めれば地域の考えを尊重し都市内分権を進めることである。言いかえれば、一つの浜松の旗のもとに、各地域の個性発揮に向けた地域主権のまちづくりを進めることだと答弁していただいております。また、過日市長の後援会主催の会合でも同じようなことを述べられており、大変期待しているところでありますので、こうした答弁等を踏まえて以下2点についてお伺いいたします。

ビスの水準を同一に保ち得るかという問題がありました。こうした中、合併後の旧市町村部の全国的な課題ですが、経済効率が優先されるが多く、中央集権化が促進され、地域間格差が広がることが懸念され、市町村合併が本当によかったのかどうか、疑念が抱かれておりますが、その効果があらわれるまでには一定の期間が必要であります。

こうした時、定住自立圏構想や道州制等、広域行政に向けた動きが出ている中でありますので、合併後5年過ぎたここで市長の考えている地域の考えを尊重した都市内分権が進められようとしているのか、また、各地域の個性発揮に向けた地域主権のまちづくりが進められようとしているのか、住民の声を聞いた、また、有識者等も加えた幅広い視点で、合併の結果検証を行い住民と行政と意思疎通を図り、さらなる発展にと市政を進めていただかなくてはなりません。検証を行うとしたならば、その視点及び手法について市長にお伺いいたします。

次に2点目として都市と中山間地域の共存共栄を目指した浜松モデルについてであります。我が国は、今後、総人口の減少及び少子高齢化の更なる進行が見込まれていますが、この5年間の浜松市の旧市町村別の人口推移、特に天竜区、引佐北部地区の大幅な人口減少と急速な少子高齢化をどのようにとらえているか、また、都市と中山間地域の共存共栄を目指した具体的な浜松モデルについて市長にお伺いいたします。

浜松市長 鈴木康友

ご質問の1点目の合併の検証の視点及び手法についてありますが、中長期的に確かな行政財政基盤の確立を図る一方で、市民満足度

の高い行政サービスを提供して行くことを大きな目的として合併、そして政令市移行を果たしてまいりましたので、合併の検証には、一定の期間が必要であり、こうした目的が達成されたどうか検証の視点といえます。いずれにしても検証につきましては、区協議会、地域協議会や自治会など、さまざまな場での意見を伺いながら、地域の皆さんとの意思疎通と情報共有を図ってまいります。

次に2点目の都市と中山間地域の共存共栄を目指した浜松モデルについてお答えいたします。人口流出、少子高齢化に歯止めがかからず、自治会や集落の維持が難しくなるなど、中山間地域の深刻な状況は十分認識しております。こうした状況は全国的に生じており、まさに国家的な課題であります。国土縮図型といえる本市におきましては、都市部から中山間地域に至るまでの多様かつ広大な市域を抱え、生活の実用や地域の課題は大きく異なります。このため、お互いの果たすべき役割や課題を理解し、それぞれの特性を活かしながら、相互補完関係を築くことが重要であります。中山間地域は水源の涵養、安心安全な農作物の供給、癒しの場の提供など多くの機能を有しており、都市部の住民はその大きな恩恵を受けております。こうした認識に立って、浜名湖圏や北遠における観光交流をはじめ、農産物の産地地消、都市部の住民による中山間地域の集落支援活動などにより都市部住民が中山間地域に積極的にかかわっていくことが重要であると考えます。

また、新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備、引佐や浜北のインターチェンジ開設などにより、中山間地域でのビジネスチャンスが拡大することから、新たな企業の進出を期待するところであります。

この機をとらえて、市内のみならず、三遠南信地域を含めて、広域的な連携による地域振興を検討していきたいと考えております。

森林の二酸化炭素吸収と 林業振興について

39番 長山芳正

次に森林の二酸化炭素吸収と林業振興についてですが、21世紀は環境とエネルギー問題が大きな課題とされており、こうした中政府は二酸化炭素の削減目標を2020年には1990年比25%削減としており、す。この中には森林吸収量も含まれております。森林は大気中の二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵しながら生長することから二酸化炭素吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており地球温暖化の防止に貢献しておりますが、浜松市管内の森林の吸収量と貯蔵量は推計でどのように認識しているかお伺いし、また、本市は現在地球温暖化防止に向けた施策を重点的かつ計画的に進めるため「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し市内最大級の温室効果ガスの発生源である市役所みずから排出抑制を進めるとともに、市民や事業者において省資源・省エネルギーや新エネルギー導入などの取り組みが一層進むよう努力頂けるとしてはいますが、しかし浜松市は、全国平均を上回るペースで温室効果ガスは増加しているとお伺しております。

その原因のほとんどは、一般家庭や第3次産業によるものが多いと報告されております。そこで、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力をするとともに、削減が困難な企業の排出量については、森林による二酸化炭素吸収量を企業等に売り、その収益を森

林整備等に充てる基金を設立する必要があると考えます。これには環境省が設置した認証運営委員会に申請し、認証を受けなくてはなりません。既に高知県や北海道等でこうした取り組みが行われています。

森林の二酸化炭素吸収については、適正に管理がされて生長のよい森林ほど吸収率が高いとされています。しかし現在適正な管理がされていないのが現状であります。緑豊かな森林なくして、二酸化炭素の吸収もできず、日本の国土発展はありません。森林は、国土を守る緑の社会資本であります。こうしたことから、森林においては木材生産資源、また、地球温暖化防止等公益機能として、基金を設立活用し、間伐等適正な管理を積極的に行うことにより、山村の雇用を創出し、過疎化防止の一助ともなることから、地球温暖化防止が大きな課題とされているとき、森林を多く抱える政令指定都市浜松として、森林の二酸化炭素吸収と林業振興について村田農林水産部長に考えをお伺いいたします。

農林水産部長 村田和彦

森林の二酸化炭素吸収と林業振興についてお答えいたします。

浜松市地球温暖化対策地域推進計画により、まずと、市内の森林における二酸化炭素の累積固定量は約2、100万トンであり、年平均の吸収量は約30万トンと推計されております。これは自家用乗用車の二酸化炭素排出量に換算すると、約12万台に相当することから、森林は温室効果ガスの吸収・貯蔵源として、重要な役割を担っていると考えられます。地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの排出削減を進めると同時に、現在取得を進めております、FSC森林認証制度に基づく持

続可能な森林経営・管理により、森林の健全な生長を通じた二酸化炭素吸収力の持続が必要であると認識しております。

また、森林から生産された地域材を、住宅や家具などとして利用し、街なかにおける二酸化炭素の固定を推進することは、地球温暖化対策であるとともに、林業の振興にも直接つながるものであることから、木材利用の拡大を積極的に進めてまいりたいと考えております。

なを、ご提案のあった、二酸化炭素の排出権取引制度を活用した森林整備につきましては、全国的にも先進的な取り組みであると承知しております。

本年度、緊急雇用対策事業を活用して、市内のNPO法人がこの制度へのモデル的な取り組みを実施しておりますことから、その成果を、今後活用してまいりたいと考えております。

自治会委託料について

39番 長山芳正

最初に1点目としての自治会委託料についてですが、自治会は地域住民により組織された任意の団体であります。環境美化、交通安全、防犯、防災、青少年の健全育成、道路整備促進等々地域に根ざした活動を展開しております。また、各種団体との連携、支援を含め、それぞれの地域活動で、中心的な役割を果たして、公益性の高い活動や、市政協力をを行う地域住民組織として貢献しているのが、自治会であります。浜松市の自治会加入率は96%であり、政令市の中で高い方です。

自治会組織は、市政推進のスローガンである、「共生共助でつくる豊かな地域社会」形成の母体であります。この自治会組織を、民間の自主的組織だとし、補助金の削減対象にすることは異論があり、むしろ、増額すべきであると思います。自治会行政連絡業務委託料につきましては、我が会派の議員が20年11月議会で質問をし、平成20年度の行政連絡業務委託料につきましては、過疎や辺地を抱える地域への加算など地域特性への配慮や3年間の激変緩和措置などを盛り込んでおり、市としては現行の業務委託料に係る単価を平成22年度まで据え置中で激変緩和や業務量を評価分析し、市自治会連合会と協議し検討すると答弁いただいておりますので、この答弁を踏まえて以下2点について企画部長にお伺いいたします。

1点目として本年度中に平成23年度以降の行政連絡業務委託料について検討を行うとしているが、その検討状況と、中山間地域への配慮がどのように反映させるのかについて伺います。

2点目として年々ふえる配布・回覧文書など、自治会役員の負担は大きく、今後軽減を考えていくべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

企画部長 神門純一

自治会委託料についてお答えいたします。1点目の、平成23年度からの行政連絡業務委託料の検討状況と中山間地域への配慮についてでございます。

この行政業務の委託につきましては、合併後もそれぞれの地域で行われてきた自治会運営費助成等の制度を、合併協定で定められた「合併後に関係機関と協議し速やかに再編す

るもの」という方針に基づき、自治会連合会と協議を重ねる中で、平成20年度から制度を統一し、地域特性への配慮や今年度までの激変緩和措置を盛り込み今日に至っております。本年度が激変緩和措置の最終年度となることから、平成23年度からの委託料につきましては、平成21年度の実態調査により把握した都市部と中山間地域との作業時間の違いなどを踏まえ、見直しの考え方を整理してまいりました。この考え方について、自治会連合会と協議を進めてきており、自治連正副会長会議や理事会を経て、おおむねご理解をいただいております。

次に2点目の行政連絡業務に係る自治会役員の負担の軽減についてお答えいたします。

行政サービスが多様化する中で市民の皆様にお知らせする事項が年々増えてまいりましたことから、自治会役員の皆様からは業務量が過重とお話も多くいただいております。このため、配布により周知すべき事項の絞り込みについて検討してまいりたいと考えております。具体的には、自治会の意見を十分反映させるため自治会連合会代表と庁内関係各課で組織する検討会を設置して絞り込みを進めてまいります。

消防団活動について

39番 長山芳正

次に消防団活動についてですが、消防団編成も21年度より1市1団7支団編成となりました。私も消防団活動を経験してきましたが、団員皆さん方には日ごろ本業を持ちながら、それぞれの地域の消防団に所属し、日常の訓練を通して消防技術を習得し、市民

の生命・身体・財産を守るために日夜、努力していただいております。地域住民の消防団に対する期待は誠に大であります。特に中山間地域の消防署から遠い地域においては必要性が高く、また、心配されている震災や水害、山林火災などへの対応には市消防本部員だけでは、地域住民の安全を確保することはできないことは明らかであり、地域社会生活と密接な関係を保ち、訓練と経験を積んで地域住民の安全確保に消防団は必要不可欠な組織であります。まさに共生共助でつくる豊かな地域社会形成に大きく貢献しているのが消防団であり消防精神であります。以下3点について消防長にお伺いいたします。

傾向にあり、特に中山間地域においては顕著であります。現在市職員の消防団員数は172名で、全団員数に占める割合は56%でしかありません。ついては、市職員の加入促進策と、団員の多くがサラリーマンである現状を考慮し、市では従業員が消防団入団に協力的な事業所をふやすため、具体的にどのような取り組みや検討がされているのか、また、どのような課題があるかお伺いいたします。

次に2点目として、訓練環境の整備についてですが、消防団活動においてはすべてが集団で、組織で、チームで地域の災害に当たするため、指揮者の号令、命令による機敏なる操作、統率のとれた行動が必要とされ、常に一有事に備え、出動態勢や機械器具の点検整備を万全としておくため、基本動作を習得する操法訓練等が団本部、支団、さらに分団単位で行われているが、訓練場所の確保に困難を来し、しかも市有施設利用にも目的外使用などの申請や照明使用料等を支払っている状況である。この訓練に必要な費用は予算化されているが十分とはいえない状況と聞いている。

消防団員は本業を持つことから、早朝、夜間しか訓練できないため、夜間照明などを有する訓練施設が好ましく、施設利用に際しても、申請等の手続きや使用料の納付など本業を持つ中で行うものであるため、申請の簡略化や無料化など利用しやすい訓練環境の整備が必要と考えるが所見をお伺いいたします。

次に3点目として自然水利の利用についてですが、火災の消火活動に当たって消火用の水は欠かせないものであり、都市部においては一般的に消火栓や防火水槽が使用されると承知していますが、消火栓の整備されていない地域、あるいは防火水槽の限られた



1点目として消防団員確保についてですが、消防団員の確保は、年々難しくなる

水量等々からも、水量豊富な河川等の有効な活用は重要と考えます。こうしたことから自然水利の積極的な利用と整備を図るべきと思うが考えを伺います。

■消防長 鈴木秀俊

消防団活動についてお答えいたします。1点目の消防団員の確保についてでございますが、消防団の皆様には、崇高な郷土愛の精神に基づき、地域の安全、安心のため日夜、献身的に消防団活動に取り組みれておりますこと、心から感謝申し上げます。本市の消防団員数は、現在、3,051人で充足率は93.4%でございます。ご質問の市職員の入団については、合併後に総務部長から各所属長へ入団促進の依頼を行っております。課題といたしましては、市職員が消防団員の場合、大規模災害時には地域防災計画に定める任務に就くため、団活動に従事できないことが揚げられます。従いまして、地域の防災力確保の点からは、あらゆる職種の皆様の入団が望ましいと考えております。

続いて、入団に協力的な事業所につきましては、現在、本市では「消防団員協力事業所表示制度」を導入しております。これは一定の団員数がある事業所に表示証を公布し、その社会貢献を評価するもので、事業所のイメージづくりに役立てていただくとともに、従業員が入団しやすい環境づくりにつながるものでございます。この表示制度につきましては、広報はままつをはじめ、市ホームページに掲載するなど、今後とも周知、公表を行い、協力事業所の増加に努めてまいります。

また、県では、この協力事業所に対する優遇措置などが検討されているようです。次に訓練環境の整備についてでございます

が、操法訓練等の訓練会場は、広いスペースが必要となるため、公民館、小中学校、公園、区役所駐車場など、主に市関係施設を利用しております。ご質問のこれら施設の使用時ににおける、使用料の減免・無料化や目的外使用の申請の簡略化につきましては、施設所管部署と協議させていただくとともに、申請等が必要な場合には、管轄消防署において行うなど、消防団員の負担軽減に配慮し、消防団の訓練環境の向上に努めてまいります。

次に3点目の自然水利の利用についてでございますが、地域によっては、消火栓の設置数が少なく、消火栓があっても配水管が細いため、十分な消火水が確保できない場所もございます。こうした場所では、河川や池などの自然水利も有効に活用しているところであり、また、地震災害時には、消火栓が使用できない事態が想定されていますので、たとえ十分に消火栓が整備されている地域であっても自然水利の果たす役割は重要であると考えています。こうしたことから、今後とも地元の消防団と情報交換をし、消防隊が利用できる自然水利の把握に努め、災害時に有効活用できるようにしてまいります。また、河川等の回収の機会を捉え、消防隊が利用しやすいように、例えば、消防車両の進入路や取水枡を設ける等、今後とも関係部署と連携して取り組んでまいります。

市道・農道・林道等の小規模な整備のための原材料支給事業推進について

39番 長山芳正

次に市道・農道・林道等の小規模な整備のための原材料支給事業推進についてであります。市道・農道・林道等の整備については、

改良計画の中で予算化し、事業を実施していくことが基本であります。しかし、限られた予算の中で住民の要望をかなえるには、おのずと限度があります。そこで、小規模な事業で自治会長並びに受益者代表より材料支給を受け、自ら事業を行うという原材料支給事業として申請された、市道・農道・林道等の舗装や溝蓋のない側溝等への溝蓋の付設につきましては、現地をよく調査し、生コン、溝蓋等原材料を支給していただき、自らの地域は自らの精神で皆さん方に自主的にその整備を行っていただいております。この事業により安価に道路整備ができるだけでなく、地域住民のコミュニケーションに大きな成果を上げるとともに、地域における共通問題に住民が協力して取り組もうとするとき、行政の活動に住民を協力させるのではなく、行政が支援する協働の促進こそが地域づくり、まちづくりの原点であり、最少の費用で最大の効果を促すことだと思っております。財源が厳しいからと言って、こうした事業まで一律に削減するのでなく、共生共助でつくる豊かな地域社会の形成を市政推進のスローガンとしている、浜松市として、スローガンだけの市政と言われないうようにむしろ増額して住民に進めるべきだと思っております。予算は年々減額されてきていますが、こうした原材料支給事業を一層推進して行く考えはないか松井土木部長にお伺いいたします。

■土木部長 松井 充

地域の方々の手による市道や農道及び林道の小規模な舗装や溝蓋の設置などについては、各区の地域活動支援事業として実施されております。この事業については、自治会等の申請に基づき、市が採石やコンク

リート材料、側溝蓋などの資材を支給し、地域の方々の協働による簡易な整備が行われております。こうした事業は、身近な道路等の維持・修繕などが地域づくりの一環として行われ、地域コミュニティの醸成はもとより、道路整備に要する経費の削減も図れるなど、優れた制度と考えております。本事業は技術的に簡易で小規模なものに限られますが、今後とも安全性や機能性などを見極める中で、地域の方々が協力して地域作りに参画していただけるよう、各区に働きかけるとともに、引き続き、地域活動支援事業として充実してまいりたいと考えております。



農地法等の一部改正に伴う 中山間地域への運用について

39番 長山芳正

昨年6月の農地法等の改正により農地転用は、従前よりも周囲が農地である土地については転用が難しくなると聞いております。中山間地域では大規模な宅地が促進されることはなく、農地の転用によるスプロール化の状況は皆無であります。平坦部のような大規模な一団農地はありませんが、小規模にまとまった農地が集落の周辺に多く、これらの中で住宅や事業用の転用ができず、これからの地域の活性化に影響が出てくるのではないかと心配され過疎化等いろいろと問題を抱えています。そこで以下3点について農林水産部長としての考えをお伺いいたします。

1 点目として市街地近郊と中山間地域では土地の環境が大きく異なっておりますので、市独自で市街地近郊と異なった運用基準を設け転用の緩和をする考えはないかお伺いいたします。

次に2点目として、今回の改正において、農地の権利移動の規制緩和がされました。農家としては、全ての農地を有効に活用することは農地法の趣旨にのっとり理想的であります。しかしながら、山間地においては有害鳥獣の大規模な被害で農家の生産意欲は減退し、農地を意欲ある農業者に無償で貸与しようとしても、急峻で生産効率の著しく低い農地で、有害鳥獣の被害に悩まされる農地の、借りては無く、最終的には耕作放棄地となる例が大変多くあります。このような場合、農業意欲のある農業者が、三方原台地等の平坦な効率のよい農地を農業生産のため取得しよう

とする場合、自己の保有する全ての農地を耕作管理することが原則としており、耕作放棄地があれば取得できません。この不許可の規定をどのように考えるかお伺いいたします。

次に3点目として、傾斜地の耕作が難しい農地については、ただ耕作放棄地になるよりも、植林をし、山林として管理していくことが治水等の環境保全の観点からも望ましく考えます。そして、農地法でも山林への転用は可能ですが、農用地については転用できず、農用地からの除外手続が必要となります。また、農地法の改正と合わせて、農振法も改正され農用地の除外が厳しくなっておりますが、中山間地域の山林転用に関する農用地除外を認めていくべきと考えますが市の考えをお伺いいたします。

農林水産部長 村田和彦

1 点目の農地転用許可基準の運用についてであります。農地法とは、国民への食料の安定供給を図るため、その生産基盤となる国内の限られた農地を確保し、効率的に利用していくため、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みを定めた基本的な法律であります。農地を確保していくため、農地に転用は、農地法及びその政省令により許可基準が定められております。その中には、市町村が独自の運用基準を定め行う規定がございます。従って、市が中山間地域に限らず特定の地域に限っての運用をすることはできません。しかしながら、広大な市域を擁する本市においては、各地域の特性を活かし、農業をはじめとする産業振興や、生活環境の向上を確保する土地利用政策を進める必要があると考えています。この政策を進めるため取り組むべき課題や方向性を研究してまいります。

2 点目の山間地に不耕作農地を所有する農家の新たな農地取得についてお答えします。農地を買ったり、借りたりする場合には、農地法第3条第2項第1号で、所有地、借入地のすべてを耕作していないと、許可できないこととなっております。ただし、傾斜の急な農地や、山間地の日照が悪い農地などの、耕作に適していないと判断される農地は、耕作されていない場合でも、許可することになっております。

次に3点目の山林への転用に関する農用地の除外につきましては、傾斜地や山間地の日照条件が悪いなど農地として適していないことから山林へ転用する場合は、周辺農地への影響が軽微なこと、明確な転用計画があることや事業の確実性が見込まれること等があきらかであり、法の定める要件を満たしたものであれば除外を認めていくこととしております。

鳥獣被害対策について

39番 長山芳正

この件につきましては、昨年も質問させて頂き村田農林水産部長より猿を始め有害鳥獣への対策に効果を上げて他都市の事例を調査し新たな対策を検討してまいりたいとの、答弁をいただきました。市でも対策に向けて鋭意努力を頂いていることは理解しておりますが、しかし近年野生鳥獣の急激な増加に伴い被害が深刻化・広域化するとともに、特に猿・イノシシによる被害は増すばかりであり、苦勞して育てた農作物をさあ収穫だと思つたやさきに荒らされてしまう。井伊谷のみかん園まで猿がついてしまった、どうかしてほしい、やる気をなくしてしまった等々の話

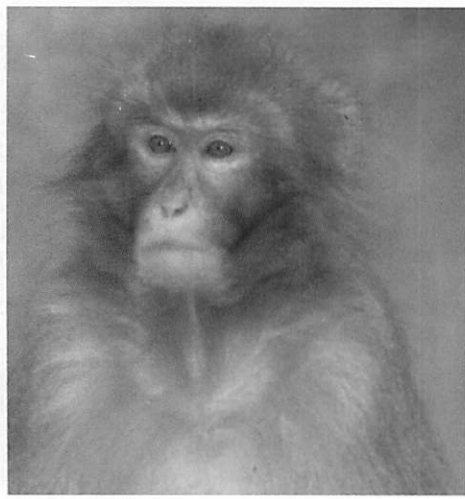
ばかりであります。

このようなことから、鳥獣による被害は、過疎化や高齢化の進展と相まって耕作放棄や離農の一因となって集落の崩壊等に影響を及ぼすなど、深刻な問題であります。対策として、狩猟期間も収穫期間に合わせたいいただき、例えば鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員として、狩猟税の減免措置等を講じるなど、他都市の見本となるような対策ができないか農林水産部長にお伺いいたします。

農林水産部長 村田和彦

野生鳥獣による農作物の被害が年々増加する中、電気柵や防護用施設等への助成や猟友会等による捕獲や駆除の対策を進めてまいりました。平成21年度にはサル64匹、イノシシ836頭の捕獲駆除しております。新たな取り組みといたしましては、平成22年度を開始とする「浜松市鳥獣被害防止計画」を策定し、その計画の実行組織として「浜松地域鳥獣被害対策協議会」を本年3月に立ち上げました。協議会では、集落単位での被害防止対策を講じるため、アンケート等により被害や出没状況を把握しているところであります。その集計結果により、鳥獣被害額が顕著であり、被害防止対策に意欲があり、集落全体での態勢が整うことができる集落の内、2・3地区を抽出し、モデル的に鳥獣のエサ場や隠れ場所の駆除や、緩衝帯等の設置、さらには、モンキードックや爆竹などによる追い払いなど、総合的な取り組みを集落住民とともに実施するように進めております。さらに、集落での被害対策に対応できる地域独自の鳥獣被害対策アドバイザーの養成研修も併せて実施しております。今後におきましても、モデル

集落での取り組みの成果を踏まえて、鳥獣被害対策アドバイザーが助言や指導を行う中で、市内の他の被害集落に拡大してまいりませぬ。なお、「イノシシやな狐」の狩猟期間が今年度から延長となったものの、農作物の収穫時期とずれている状況ですので、今後、関係機関と調整してまいりたいと思っております。



次に質問5の新東名高速道路工事等の進捗状況について

39番 長山芳正

現在新東名高速道路並びに三遠道路が早期開通に向かって工事が進められておりますが、この事業は産声を上げて20年余となり私も早期開通に期待し最初から携わらせていただいておりますが、この間早くには、日本道路公団民営化推進委員会で工事を一時凍結等々の意見を述べられる方もあり、協力してきていただいている地権者並びに地元の皆さんが大変憤慨し、行政不信等々が叫ばれ心配いたしました。関係者皆さん方の強力なる行動等により、当初の開通年度よりは遅

れてはおりますが、早ければ来年度開通をと、早期開通を目指して工事が進められておりますこと大変うれしく思います。

特にこの東名は現東名と一体となって21世紀の我が国の生活、文化の基幹となる路線であります。また、引佐においては、新東名と三遠南信自動車道がクロスし、東西南北高速交通の結節点となり、インターも計画され、浜松北部地区並びに北遠地区の将来に限りない発展の扉が開けられることに期待しているところであり、新東名並びに三遠道路の進捗状況について松井土木部長にお伺いいたします。

■土木部長 松井 充

新東名高速道路は中日本高速道路(株)により整備が進められており、浜松市内では、本線部分と引佐連絡路を合わせて31.7キロメートルの区間が施工中であります。この内、主要な構造物であるトンネルや橋梁については、既にそのほとんどが完成しており、公式に発表されている平成24年度の開通予定をさらに早めるため、鋭意工事に取り組んでいると伺っています。

次に三遠道路については、国土交通省により、北区引佐町の(仮称)引佐ジャンクションから愛知県の(仮称)東栄インターチェンジまでの21キロメートルの区間で自動車専用道路の工事が進められております。この内、新東名高速道路の(仮称)引佐ジャンクションから(仮称)鳳来インターチェンジまでの区間については、平成23年度末の開通を目指しております。また、現在、測量・調査が進められております(仮称)鳳来インターチェンジから(仮称)東栄インターチェンジまでの区間については、引き続き工事を着手されるよう関係自治体とともに国に要望してまいります。



(仮称)引佐インター周辺開発事業について

39番 長山芳正

引佐インター周辺開発事業の進捗状況と今後の進め方について花島副市長にお伺いいたします。

■副市長 花島秀樹

引佐インター周辺は、今後、東西方向、南北方向の交通の要衝となる地域です。このた

め、第2次浜松市総合計画(案)や都市計画マスタープランにおいて、県内や市内の他の地域と役割を分担した効果的な活用を目指し、三遠南信地域を対象とした産業交流拠点と位置づけております。現時点において、企業立地など具体的な計画はございませんが、引き続き、町内関連部署の連携を図るとともに、中日本高速道路株式会社と協力しながら、有効な土地利用や民間企業の進出誘導など、引佐インターチェンジのポテンシャルを最大限に活かすよう努めてまいります。

公文書の管理方法及び保管状況について

39番 長山芳正

現在、市の公文書管理は「浜松市文書規則」の規定に従って、本庁及び区役所の文書主監課の管理・指導のもと文書処理事務が行われております。しかしながら、合併前に旧市町村が所有している歴史的・文化的価値がある公文書や市町村史編さん等々で収集した地域資料は図書館や各地域の施設で整理されることなく保管されているものが多く見られ、このままでは公文書等の散逸が大変心配されております。

公文書は、未来の市民に残す大切な歴史的な資料であり、現在と未来の市民共有の文化遺産でもあり、貴重な行政財産でもあります。公文書を一元的に管理することは、貴重な行政財産を整理、保存し、散逸を防ぎ、必要とき速やかに利用できることから重要であると考えられます。

昨年度、国においては、公文書の管理に関する基本的事項を定め、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等

を図ることを目的とした「公文書等の管理に関する法律」が公布されるとともに、平成13年施行の「公文書館法」第3条には、地方公共団体は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有するとされており。

隣接する磐田市においては、5市町村の合併による公文書等の散逸防止を目的に、平成28年度、旧竜洋町役場を活用した「歴史文書館」が開館し、旧市町村役場文章のほか磐田市域に関係する公文書・絵図・写真等地域資料の収集・保存・整理・公開を行っています。浜松市における、公文書の一元的管理推進に対する取り組みについて、以下2点について総務部長にお伺いいたします。

1点目として、現在、合併市町村で収集し保管されていた歴史的・文化的価値ある公文書や地域資料がどのように取り扱われ、どこに保管されているかお伺いいたします。

次に2点目として公文書・地域資料の一元的管理を推進し、市民の貴重な財産を保存するとともに市政情報公開の拠点とするためには、収集資料を保存に適した環境下で保管、公開、普及啓発ができる公文書館のような施設を新たに設置すべきと考えます。設置に当たっては財政負担を伴う新たな箱物建設でなく、空き庁舎等を有効利用することも可能と考えますが所見をお伺いいたします。

■総務部長 古橋利広

合併市町村が保有していた文書は、文書分類に基づき、目録等を策定して区役所、地域自治センター等に保存しておりますが、一部整理が行き届かず、保存が充分でないところも見受けられます。このため、市民の貴重な財産である歴史的公文書の散逸防止が図られ

るよう、公文書の中で特に重要な政策決定や事業の資料など歴史的価値を有しているものは、保存期間が経過しているものであっても、廃棄せず保存するよう選定基準を各部署に示したところでございます。続きまして2点目の公文書館のような施設の設置についてですが、旧市町村が保有していた行政文書や歴史文書については、地域の歴史を記した貴重な記録であり、次世代に確実に引き継いでいくよう大切に保存すべきであります。このような文書は、体系的に整理し、統一的な基準により一元的に管理する必要があると認識しております。このため、ご提案のありました公文書館の機能を有する施設の設置につきましては、空き庁舎など既存施設の有効活用を図る中でその内容を検討してまいりたいと考えております。

■39番 長山芳正

ただいまは、市長、副市長、関係部長にはそれぞれ前向きなる答弁、また少しという答弁もありましたが、ありがとうございます。少し時間がありますので、多くは申しませんが、1点だけ要望を述べさせていただきます。合併の検証ですが、合併の検証には一定の期間が必要であります。答弁にありましたように、自治会や地域協議会・区協議会などさまざまな場で意見を聞くなど、検証を十分行っていたか、と行政と意思疎通を図り、合併してよかった、合併は、地域の将来のため確かな選択であったと実感できるように市政を進めたい、ただくことを、切に切にお願いいたします。私の一切の質問を終わらせていただきます。

平成22年11月30日 一般質問資料 長山 芳正

旧市町村別人口推移

	昭和50年12月末	平成元年12月末	平成12年12月末	平成17年6月末	平成22年7月1日
浜松市	472,081	528,994	589,218	608,341	615,000
浜北市	67,878	80,859	86,195	87,919	90,745
天竜市	26,362	24,642	23,682	22,601	21,032
舞阪町	11,076	11,492	11,984	12,077	12,255
雄踏町	13,187	14,062	14,264	14,221	15,426
細江町	15,555	19,884	21,592	22,296	22,109
引佐町	14,235	15,258	15,454	14,810	13,994
三ヶ日町	16,127	16,338	16,188	16,147	15,555
春野町	9,365	7,700	6,701	6,248	5,545
佐久間町	10,853	7,710	6,167	5,587	4,774
水窪町	6,677	4,842	3,886	3,386	2,809
龍山村	2,443	1,682	1,281	1,182	946
合計	665,839	733,463	796,612	814,815	820,190

※1 昭和50年12月末及び平成元年12月末は、住民登録者数。

※2 平成12年12月末、平成17年6月末及び平成22年7月1日は、住民登録者数と外国人登録者数の合計。
なお、網掛けした市町村にあつては、平成22年7月1日の人口(外国人登録者数を含む。)が、昭和50年12月末の人口(外国人登録者数を含まない。)を下回っている。

新東名高速道路・三遠南信自動車道 位置図

